

【新設】（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

42 の 12 の 4-8 中小企業者等である法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該法人の営む事業の用に供したものと取り扱う。

【解説】

1 中小企業者等である法人が取得等をした特定経営力向上設備等について、本制度による特別償却又は法人税額の特別控除を受けるためには、その特定経営力向上設備等を国内にある自己の事業の用に供することを要し、貸付けの用に供した場合には、その適用がないこととされている（措法 42 の 12 の 4 ①②）。

しかし、一口に貸付けの用といっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の適用対象外とすることについては、やや問題がある。特に、法人が専属の下請業者に対してその製品の加工をさせるために貸与する特定経営力向上設備等については、その実態は、当該法人が自ら事業の用に供しているものと見る余地がある。

そこで、本通達では、本制度の適用対象法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合においても、その特定経営力向上設備等が、専ら当該適用対象法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときには、その特定経営力向上設備等は当該適用対象法人の営む事業の用に供されたものとして、本制度の適用を認めることを明らかにしている。

2 また、本制度は、特定経営力向上設備等を国内にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合に適用があることから、本通達の取扱いについても、下請先が事業の用に供する場所は国内に限定されることとなる点に注意が必要である。

3 なお、形式的には貸付けの用に供されていたとしても専ら自社のためにする加工等の用に供されていれば本制度の適用を認めるといった考え方を採用することについては、本制度が国内における経営力向上設備等（経営力の向上に特に資する設備等）への投資を促進する制度であることとの関係においても整合的であるといえる。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5-8）を定めている。